べっぷの海辺にぎわい創生協議会設置規約

(目的)

第1条 防護・利用・景観に配慮して整備された「別府港海岸 餅ケ浜地区(餅ケ浜海浜公園)」を中心として、社会実験を通じて利活用の推進、及びその利活用を考慮した海岸管理の方法を検討するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、「べっぷの海辺にぎわい創生協議会」(以下、「協議会」という。」とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、別府市上野口町1番15号別府市役所内に置く。

(協議事項)

- 第4条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。
 - (1)海岸利活用に関する社会実験の企画、立案、実施及び効果分析に 関すること。
 - (2) 海岸利活用及び海岸の適正な管理を実施するために必要なルール に関すること。
 - (3) 海岸利活用を実施するための適正な管理方法に関すること。
 - (4) その他、海岸の利活用、管理に対して必要な事項に関すること。

(協議会組織)

- 第5条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地元住民の代表者等

- (3)海岸利活用に関係する各種団体
- (4)海岸関係の行政機関
- (5) その他、協議会の運営に必要と認める者
- 2 各会員は、協議会の委員を選任する。

(臨時委員)

- 第6条 特別な事項を協議・調整させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議(以下「会議」という。)に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解 任されるものとする。

(役員)

- 第7条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
- 2 会長は、協議会委員の中から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 4 副会長は第5条に規定する委員から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときは 会長の職務を代理する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 役員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の公開)

- 第9条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれか に該当する場合は、公開しないことができる。
 - (1)公にすることにより、法人その他の団体又は個人権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容を議論する場合
 - (2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議論等が著しく阻害 され、会議の目的が達成できないと明らかに予想される場合

(書面による決議)

- 第10条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。
 - (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
 - (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項
- 2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(分科会)

- 第11条 協議会は第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討 を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、別府市海岸整備担当課に事務局 を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入を

もって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は 会長が定める。

(監査)

- 第15条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、第5条に規定する委員の中から会長が指名する 監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年5月24日から施行する。

べっぷの海辺にぎわい創生協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、べっぷの海辺にぎわい創生協議会(以下「協議会」 という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1)協議会の会議に関すること。
 - (2)協議会の資料の作成に関すること。
 - (3)協議会の庶務に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

- 第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 2 事務局長は、別府市建設担当部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、別府市海岸整備担当課長及び公園担当課長をもって充 てる。
- 4 事務局職員は、別府市海岸整備担当課及び公園担当課の職員をもって充てる。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、 異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。
 - (1)事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関すること。
 - (3)物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。

べっぷの海辺にぎわい創生協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、べっぷの海辺にぎわい創生協議会(以下「協議会」 という。)の財務に関し、必要な事項を定める。

(予算)

- 第2条 協議会の予算は、別府市からの負担金、国、大分県からの補助金、 繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事務に係 る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、 協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第 2に定める項又は目以外の項又は目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該流 用又は充用をした年度の末日までに、協議会にその旨を報告しなければ ならない。 (出納及び現金等の保管)

- 第6条 協議会の出納は、事務局長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

- 第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を 行う。

(収入及び支出の手続き)

- 第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは。協議会出納員が行う。
- 2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1)予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納期間は、毎年4月1日に始まり、翌年5月31日に 終わる。

(決算等)

- 第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、 協議会の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、協議会規約第15条の規定 により監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事

項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	諸収入	1	雑入

別表第2(第4条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

べっぷの海辺にぎわい創生協議会事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、べっぷの海辺にぎわい創生協議会(以下「協議会」という。)事務局規程第5条及び財務規程第11条に基づき、協議会の事務処理に関し、必要な事項を定める。

(文書の取扱い)

- 第2条 協議会が取得する文書には文書番号を、発送する文書には記号及 び文書番号を付さなければならない。
- 2 記号は、「べ海協」とする。
- 3 文書番号は、年度による一連番号とし、文書収受・発送簿(様式第1号)により管理する。
- 4 協議会が取得し、又は作成する文書は、事務局において管理保管する。

(公印)

第3条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、次のとおりとする。

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
いいい		てん	2 0 mm ×	会長名を	1	事務局
の海辺	べっぷの海辺	書	2 0 mm	もって発		長
にぎわ	にぎわい創生			する文書		
い創生	協議会会長之					
協議会	印					
会長之						
囙						

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、別府市における公印の保 管、取り扱い等の例による。 (協議会委員及び臨時委員への報酬及び交通費)

- 第4条 協議会委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬は、日額4,900円とする。ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しない。
 - (1)国、県及び市の職員
 - (2) 前号に定めるもののほか、辞退の申出があった委員等
- 2 委員等の交通費は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年市条例第25号)の例によるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。